平成２８年（フ）第１３０号
埼玉県所沢市若狭１丁目2968番地の23　サトウハイツ201
債務者　藤井　　真
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３６号
千葉県東金市田間618番地２　ダイアパレス東金第２．203
債務者　伊藤　高治
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第４４号
千葉県匝瑳市飯倉1365番地　いいぐら団地249号
債務者　塩島由紀子（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１２９号
静岡県沼津市大岡1972番地の１　市営自由ヶ丘団地Ｎ１－703
債務者　佐藤　郁斗
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
静岡県沼津市豊町12番地の29
債務者　二馬　和美
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
静岡県三島市大宮町３丁目11番18号　セゾンＴ－101
債務者　佐々木　諒
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第９６号
名古屋市守山区脇田町321番地
債務者　富士本秩子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
北海道砂川市東３条南３丁目２番15号
債務者　高田　光雄
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
北海道砂川市晴見３条北８丁目１番５号
債務者　和山　正江
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
北海道白老郡白老町川沿２丁目９番１－１号美園団地Ｔ15棟57号
債務者　石田美枝子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
盛岡市西見前19地割４番地19　ハイツアヤメダ102号、旧住所盛岡市三本柳23地割75番地64　ヴィオラⅡＥ201号
債務者　藤丸ミニカ（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２３号
福岡県大牟田市浜田町22番地14　レオパレスヴィーブルⅠ　114号
債務者　嶽村　直美
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第３６号
長崎県諫早市小川町381番地市住Ｃ棟302号
債務者　津田　岐子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
宮城県黒川郡富谷町明石字杉ノ入89番地
債務者　村岡　淳也
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１９０号
仙台市若林区若林５丁目２番５号　コーポ藤本201
債務者　佐藤　幸次
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２４６号
仙台市宮城野区宮千代２丁目18番地の２　ハイム宮千代306、従前の住所仙台市太白区大野田１丁目４番47号　大野田ＹＫハイツＡ201
債務者　長谷川　剛
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２７３号
仙台市青葉区小松島１丁目１番５号　穀田アパート101
債務者　石森キミ子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係